

【新旧対照表】試験実施公示 (R6.1.25)

(新)	(旧)
<p>制定 近運旅二公示第 6 号 改正 近運自二公示第 4 8 号 改正 近運自二公示第 5 4 号 改正 近運自二公示第 8 号 改正 近運自二公示第 3 7 号 改正 近運自二公示第 2 1 号 改正 近運自二公示第 2 1 号 <u>改正 近運自二公示第 4 4 号</u></p>	<p>制定 近運旅二公示第 6 号 改正 近運自二公示第 4 8 号 改正 近運自二公示第 5 4 号 改正 近運自二公示第 8 号 改正 近運自二公示第 3 7 号 改正 近運自二公示第 2 1 号 改正 近運自二公示第 2 1 号</p>
<p style="text-align: center;">公 示</p>	<p style="text-align: center;">公 示</p>
<p style="text-align: center;">個人タクシー<u>事業</u>の許可等に係る試験の実施について</p>	<p style="text-align: center;"><u>一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）</u>の許可等に係る試験の実施について</p>
<p>平成14年1月18日付け近運旅二公示第3号「個人タクシー<u>事業</u>の許可、譲渡譲受認可及び相続認可申請に関する審査基準について」の「<u>I. 10. 法令及び地理に関する知識</u>」及び「<u>II. 4. 法令に関する知識</u>」に係る試験の実施について下記のとおり定めたので公示する。</p>	<p>平成14年1月18日付け近運旅二公示第3号「<u>一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）</u>の許可、譲渡譲受認可及び相続認可申請に関する審査基準について」の「10. 法令及び地理に関する知識」に係る試験の実施について下記のとおり定めたので公示する。</p>
<p style="text-align: center;"><u>令和6年1月25日</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>平成27年10月1日</u></p>
<p style="text-align: right;">近畿運輸局長 <u>日笠 弥三郎</u></p>	<p style="text-align: right;">近畿運輸局長 <u>天谷 直昭</u></p>
<p style="text-align: center;">記</p>	<p style="text-align: center;">記</p>
<p>I. 試験制度</p> <p>1. 事前試験</p> <p>許可申請等をする前の者を対象として実施する試験。</p> <p>2. 申請後試験</p> <p>許可申請等をした者を対象として実施する試験。</p> <p>II. 事前試験</p> <p>1. 受験者の資格要件</p> <p>試験の申込日現在において、次の(1)から(3)のいずれにも該当する者であること。</p> <p>(1) 有効な第二種運転免許（普通免許、中型免許又は大型免許に限る。）を有していること。</p> <p>(2) 年齢が65歳未満（<u>人口が概ね30万人以上の都市を含まない営業区域等における許可申請にあつては80歳未満</u>）であること。</p> <p>(3) 「個人タクシー<u>事業</u>の許可、譲渡譲受認可及び相続認可等申請に関する審査基準について（平成14年1月18日近運旅二公示第3号。以下「審査基準公示」という。）」I. 3. <u>又はII. 2.</u> に適合すること。ただし、同公示中「申請日」とあるのは「試験の申込日」に、「申請する」とあるのは「受験する」に、いずれも読み替える。</p>	<p>I. 試験制度</p> <p>1. 事前試験</p> <p>許可申請等をする前の者を対象として実施する試験。</p> <p>2. 申請後試験</p> <p>許可申請等をした者を対象として実施する試験。</p> <p>II. 事前試験</p> <p>1. 受験者の資格要件</p> <p>試験の申込日現在において、次の(1)から(3)のいずれにも該当する者であること。</p> <p>(1) 有効な第二種運転免許（普通免許、中型免許又は大型免許に限る。）を有していること。</p> <p>(2) 年齢が65歳未満であること。</p> <p>(3) 「<u>一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）</u>の許可、譲渡譲受認可及び相続認可等申請に関する審査基準について（平成14年1月18日近運旅二公示第3号。以下「審査基準公示」という。）」I. 3. に適合すること。ただし、同公示中「申請日」とあるのは「試験の申込日」に、「申請する」とあるのは「受験する」に、いずれも読み替える。</p>

## 2. 受験申込書の受付期間及び試験実施時期

- (1) 受験者は、受験しようとする営業区域を管轄する運輸支局長または運輸監理部長を経由して、近畿運輸局長あて別添1の受験申込書を提出すること。
- (2) 受験申込書の受付期間は、毎年次の(3)①及び②で定める試験の実施時期に応じた以下の期間とする。
- ① 法令及び地理の試験  
8月1日から8月31日まで。
  - ② 法令のみの試験  
毎年4月、8月及び12月（各月の1日から末日の間に受付）
- (3) 試験の実施時期は、毎年次の①及び②で定める試験区分毎に応じた各期間におけるいずれかの日とする。
- ① 法令及び地理の試験  
11月1日から11月30日まで。
  - ② 法令のみの試験  
ア 7月1日から7月31日まで。  
イ 11月1日から11月30日まで。ただし、①の試験が実施される場合には、同日に行う。  
ウ 3月1日から3月31日まで。

## 3. 出題範囲及び設問形式等

別添2のとおり。

## 4. 試験実施後の取扱い

- (1) 試験実施後2週間を目途に、合格者の公表を行う。
- (2) (1)と併せて、合格者に対して別添3の合格証を発する。
- (3) 合格証の有効期限は、次の①又は②のいずれか早く到達する日とする。
- ① 合格証の発行日から2年を経過する日
  - ② 年齢が65歳又は80歳に達する日の前日

## 5. その他

- (1) 受験者に対して受験資格を確認するため、必要な書類の提出を求める。
- (2) 試験合格後に1.(3)に該当していないことが判明した場合、当該合格は無効とする。

## III. 申請後試験

### 1. 試験対象者

次の(1)から(3)に掲げる者を対象に実施する。ただし、I.に規定する試験に合格した者であって、申請日現在において合格証の有効期限が満了していない者又は合格が無効とされていない者を除く。

#### (1) 許可申請の場合

許可申請者

#### (2) 譲渡譲受の認可申請の場合

譲渡譲受の認可申請者のうち譲受人

## 2. 受験申込書の受付期間及び試験実施時期

- (1) 受験者は、受験しようとする営業区域を管轄する運輸支局長または運輸監理部長を経由して、近畿運輸局長あて別添1の受験申込書を提出すること。
- (2) 受験申込書の受付期間は、毎年次の(3)①及び②で定める試験の実施時期に応じた以下の期間とする。
- ① 法令及び地理の試験  
8月1日から8月31日まで。
  - ② 法令のみの試験  
毎年4月、8月及び12月（各月の1日から末日の間に受付）
- (3) 試験の実施時期は、毎年次の①及び②で定める試験区分毎に応じた各期間におけるいずれかの日とする。
- ① 法令及び地理の試験  
11月1日から11月30日まで。
  - ② 法令のみの試験  
ア 7月1日から7月31日まで。  
イ 11月1日から11月30日まで。ただし、①の試験が実施される場合には、同日に行う。  
ウ 3月1日から3月31日まで。

## 3. 出題範囲及び設問形式等

別添2のとおり。

## 4. 試験実施後の取扱い

- (1) 試験実施後2週間を目途に、合格者の公表を行う。
- (2) (1)と併せて、合格者に対して別添3の合格証を発する。
- (3) 合格証の有効期限は、次の①又は②のいずれか早く到達する日とする。
- ① 合格証の発行日から2年を経過する日
  - ② 年齢が65歳に達する日の前日

## 5. その他

- (1) 受験者に対して受験資格を確認するため、必要な書類の提出を求める。
- (2) 試験合格後に1.(3)に該当していないことが判明した場合、当該合格は無効とする。

## III. 申請後試験

### 1. 試験対象者

次の(1)から(3)に掲げる者を対象に実施する。ただし、I.に規定する試験に合格した者であって、申請日現在において合格証の有効期限が満了していない者又は合格が無効とされていない者を除く。

#### (1) 許可申請の場合

許可申請者

#### (2) 譲渡譲受の認可申請の場合

譲渡譲受の認可申請者のうち譲受人

<p>(3) 相続の認可申請の場合 相続の認可申請者</p> <p>2. 試験の実施時期</p> <p>(1) 許可申請の場合 毎年11月1日から11月30日までの間のいずれかの日とする。</p> <p>(2) 譲渡譲受の認可申請の場合 原則として毎年次の①及び②の各期間のいずれかの日とする。なお、試験は、原則として前回試験の受付締切日の翌日から今回試験の実施日の属する月の前々月の末日までに申請を受け付けた者に対して実施するものとする。</p> <p>① 法令及び地理の試験 11月1日から11月30日まで。</p> <p>② 法令のみの試験 ア 7月1日から7月31日まで。 イ 11月1日から11月30日まで。ただし、①の試験が実施される場合には、同日に行う。 ウ 3月1日から3月31日まで。</p> <p>(3) 相続の認可申請の場合 相続人に対する試験の実施は随時行うこととするが、(1)又は(2)の実施時に併せて行う。</p> <p>3. 出題範囲及び設問形式等 別添2のとおりとする。</p> <p>4. 試験実施後の取扱い</p> <p>(1) 試験実施後2週間を目途に合格者に対しては合格通知を發し、その際に、併せて申請に係る挙証資料の提出又は提示等の日時を明らかにする。</p> <p>(2) 不合格者については、却下処分とする。</p> <p>5. 申請事案の却下処分時における試験合格者の取扱い</p> <p>(1) 試験合格者にあつては、申請した事案が却下処分となる場合に限り、その却下処分時に別添3の合格証を發することとする。</p> <p>(2) 合格証の有効期限は、次の①又は②のいずれか早く到達する日とする。</p> <p>① 合格証の發行日から2年を経過する日 ② 年齢が65歳又は80歳に達する日の前日</p> <p>IV. その他</p> <p>1. I. に規定する試験は、原則として同時に行うものとする。</p> <p>2. 試験の実施日時、場所については、事前に各局等において公示するとともにI. 1. に規定する試験の受験者及びI. 2. に規定する試験の試験対象者あてに通知する。</p> <p>3. 2. の受験者に対する試験実施通知には、試験区分及び営業区域を記載する。</p>	<p>(3) 相続の認可申請の場合 相続の認可申請者</p> <p>2. 試験の実施時期</p> <p>(1) 許可申請の場合 毎年11月1日から11月30日までの間のいずれかの日とする。</p> <p>(2) 譲渡譲受の認可申請の場合 原則として毎年次の①及び②の各期間のいずれかの日とする。なお、試験は、原則として前回試験の受付締切日の翌日から今回試験の実施日の属する月の前々月の末日までに申請を受け付けた者に対して実施するものとする。</p> <p>① 法令及び地理の試験 11月1日から11月30日まで。</p> <p>② 法令のみの試験 ア 7月1日から7月31日まで。 イ 11月1日から11月30日まで。ただし、①の試験が実施される場合には、同日に行う。 ウ 3月1日から3月31日まで。</p> <p>(3) 相続の認可申請の場合 相続人に対する試験の実施は随時行うこととするが、(1)又は(2)の実施時に併せて行う。</p> <p>3. 出題範囲及び設問形式等 別添2のとおりとする。</p> <p>4. 試験実施後の取扱い</p> <p>(1) 試験実施後2週間を目途に合格者に対しては合格通知を發し、その際に、併せて申請に係る挙証資料の提出又は提示等の日時を明らかにする。</p> <p>(2) 不合格者については、却下処分とする。</p> <p>5. 申請事案の却下処分時における試験合格者の取扱い</p> <p>(1) 試験合格者にあつては、申請した事案が却下処分となる場合に限り、その却下処分時に別添3の合格証を發することとする。</p> <p>(2) 合格証の有効期限は、次の①又は②のいずれか早く到達する日とする。</p> <p>① 合格証の發行日から2年を経過する日 ② 年齢が65歳に達する日の前日</p> <p>IV. その他</p> <p>1. I. に規定する試験は、原則として同時に行うものとする。</p> <p>2. 試験の実施日時、場所については、事前に各局等において公示するとともにI. 1. に規定する試験の受験者及びI. 2. に規定する試験の試験対象者あてに通知する。</p> <p>3. 2. の受験者に対する試験実施通知には、試験区分及び営業区域を記載する。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

4. 2. の試験対象者に対する試験実施通知において、処理方針通達の別紙 I. 10. のただし書きに基づき地理試験を免除する者に対しては、その旨を明らかにする。
5. 試験結果は試験実施後2週間を目途に以下の事項について公表し、試験問題は試験終了後の持ち帰りを認めることにより公表とする。
- (1) 受験者数
  - (2) 合格者数
  - (3) 法令試験、地理試験それぞれの最高点、最低点及び平均点
6. 試験に欠席した者は原則として不合格とし、I. 2. に規定する試験の試験対象者に係る申請については、却下処分とする。

附 則

- 1. この公示は、平成14年2月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。
- 2. 平成13年3月15日付け近運旅二公示第13号「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の免許等申請者に対する試験の実施要領について」は、平成14年1月31日限りで廃止する。
- 3. この公示は、平成17年1月1日以降に適用する。
- 4. この公示は、平成18年2月1日以降に適用する。
- 5. この公示は、平成20年6月14日以降に適用する。
- 6. この公示は、平成24年4月1日以降に適用する。
- 7. 平成24年度に限り、平成14年1月18日付け近運旅二公示第3号「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の許可、譲渡譲受認可及び相続認可等申請に関する審査基準について」（最終改正：平成24年1月30日）Ⅲ. 1. (3) に定める法令試験のうち平成24年5月の試験は実施しない。
- 8. 改正前の公示により平成24年3月に実施される譲渡譲受認可に係る試験において不合格となった者（前回試験の不合格者で処分を保留されている者を除く。）及び欠席者については、9. (3) の規定によらず、平成24年7月1日から31日までの間におけるいずれかの日に実施することとする。
- 9. この公示は、平成27年4月1日以降に実施する試験から適用する。
- 10. 改正前の公示により平成27年5月に実施予定であった譲渡譲受に係る試験は、平成27年3月に実施することとし、対象者は、前回試験の受付締切日の翌日から平成27年1月31日までに申請を受け付けた者とする。
- 11. 改正後の通達は、平成27年10月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。
- 12. この公示は、令和5年12月28日以降に申請を受け付けたものから適用する。

4. 2. の試験対象者に対する試験実施通知において、処理方針通達の別紙 I. 10. のただし書きに基づき地理試験を免除する者に対しては、その旨を明らかにする。
5. 試験結果は試験実施後2週間を目途に以下の事項について公表し、試験問題は試験終了後の持ち帰りを認めることにより公表とする。
- (1) 受験者数
  - (2) 合格者数
  - (3) 法令試験、地理試験それぞれの最高点、最低点及び平均点
6. 試験に欠席した者は原則として不合格とし、I. 2. に規定する試験の試験対象者に係る申請については、却下処分とする。

附 則

- 1. この公示は、平成14年2月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。
- 2. 平成13年3月15日付け近運旅二公示第13号「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の免許等申請者に対する試験の実施要領について」は、平成14年1月31日限りで廃止する。
- 3. この公示は、平成17年1月1日以降に適用する。
- 4. この公示は、平成18年2月1日以降に適用する。
- 5. この公示は、平成20年6月14日以降に適用する。
- 6. この公示は、平成24年4月1日以降に適用する。
- 7. 平成24年度に限り、平成14年1月18日付け近運旅二公示第3号「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の許可、譲渡譲受認可及び相続認可等申請に関する審査基準について」（最終改正：平成24年1月30日）Ⅲ. 1. (3) に定める法令試験のうち平成24年5月の試験は実施しない。
- 8. 改正前の公示により平成24年3月に実施される譲渡譲受認可に係る試験において不合格となった者（前回試験の不合格者で処分を保留されている者を除く。）及び欠席者については、9. (3) の規定によらず、平成24年7月1日から31日までの間におけるいずれかの日に実施することとする。
- 9. この公示は、平成27年4月1日以降に実施する試験から適用する。
- 10. 改正前の公示により平成27年5月に実施予定であった譲渡譲受に係る試験は、平成27年3月に実施することとし、対象者は、前回試験の受付締切日の翌日から平成27年1月31日までに申請を受け付けた者とする。
- 11. 改正後の通達は、平成27年10月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。

(別添1)

年 月 日

近畿運輸局長 殿

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_

受 験 申 込 書

「個人タクシー事業の許可等に係る試験の実施について（平成14年1月18日近運旅二公示第6号）」  
I. 1. に規定する試験を受けたいため、下記の通り申込みします。

記

1. 試験区分（いずれかを○で囲むこと。）

法令及び地理の試験      ・      法令のみの試験

2. 営業区域

3. 運転経歴（新しいものから記載すること。）

(自) 年月日	(至) 年月日	勤務 年月数	勤務地	勤務先（事務所名）	ハイ・タ ク バス・他

4. 試験通知等の送付先

郵便番号・住所 \_\_\_\_\_

(別添1)

平成 年 月 日

近畿運輸局長 殿

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_

受 験 申 込 書

「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の許可等に係る試験の実施について（平成27年1月 日近運自二公示第 号）」 I. 1. に規定する試験を受けたいため、下記の通り申込みします。

記

1. 試験区分（いずれかを○で囲むこと。）

法令及び地理の試験      ・      法令のみの試験

2. 営業区域

3. 運転経歴（新しいものから記載すること。）

(自) 年月日	(至) 年月日	勤務 年月数	勤務地	勤務先（事務所名）	ハイ・タ ク バス・他

4. 試験通知等の送付先

郵便番号・住所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

5. 添付書類

- (1) 自動車運転免許証の写し（表・裏）
- (2) 官製はがき1枚
- (3) 定形郵便物 25g までの料金分の切手を貼付した定形封筒 1 枚

別添2

出題範囲及び設問形式等

	法令試験	地理試験
試験方式	筆記試験	筆記試験
出題範囲	別紙のとおり	申請する営業区域内の地名、道路、交差点、主要公共施設、河川、橋、公園、名所・旧跡等の名称及び場所、主要ターミナル等周辺の交通規制、その他個人タクシー事業の遂行に必要な地理に関する事項
設問方式	原則として○×方式及び語群選択方式	原則として○×方式及び選択肢方式（語群選択及び地図上の番号を選択する方式）
出題数	40問（ただし、タクシー業務適正化特別措置法の特定指定地域（以下「特定指定地域」という。）を含む申請営業区域については、同法等に係る問題を5問付加して45問とする。）	40問

氏 名 \_\_\_\_\_

5. 添付書類

- (1) 自動車運転免許証の写し（表・裏）
- (2) 官製はがき1枚
- (3) 定形郵便物 25g までの料金分の切手を貼付した定形封筒 1 枚

別添2

出題範囲及び設問形式等

	法令試験	地理試験
試験方式	筆記試験	筆記試験
出題範囲	別紙のとおり	申請する営業区域内の地名、道路、交差点、主要公共施設、河川、橋、公園、名所・旧跡等の名称及び場所、主要ターミナル等周辺の交通規制、その他個人タクシー事業の遂行に必要な地理に関する事項
設問方式	原則として○×方式及び語群選択方式	原則として○×方式及び選択肢方式（語群選択及び地図上の番号を選択する方式）
出題数	40問（ただし、タクシー業務適正化特別措置法の特定指定地域（以下「特定指定地域」という。）を含む申請営業区域については、同法等に係る問題を5問付加して45問とする。）	40問

配点	1問につき1点	1問につき1点
合格基準	正解率90%以上	正解率90%以上
試験時間	50分(ただし、45問となる対象者については、60分)	60分

別紙(別添2関係)

法令試験の出題範囲

1. 法令試験

(1) 道路運送法関係

- ① 道路運送法
- ② 道路運送法施行令
- ③ 道路運送法施行規則
- ④ 旅客自動車運送事業運輸規則
- ⑤ 旅客自動車運送事業等報告規則
- ⑥ 一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款
- ⑦ 個人タクシー事業の許可期限の更新等の取扱いについて(平成13年11月15日付け国自旅第107号)
- ⑧ 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(平成13年10月26日付け国自旅第100号)
- ⑨ 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について(平成13年10月26日付け国自旅第101号)
- ⑩ 運転免許取消処分を受けた個人タクシー事業者の取扱い等について(平成14年4月5日付け国自旅第5号)
- ⑪ その他個人タクシー事業の遂行に必要な事項(公示及び通達を含む。)

(2) タクシー業務適正化特別措置法関係(申請に係る営業区域が同法に基づく特定指定地域に含まれる場合に限る。)

- ① タクシー業務適正化特別措置法
- ② タクシー業務適正化特別措置法施行規則
- ③ タクシー業務適正化特別措置法告示・通達
- ④ タクシー業乗り場及び乗車禁止地区に関する事項

配点	1問につき1点	1問につき1点
合格基準	正解率90%以上	正解率90%以上
試験時間	50分(ただし、45問となる対象者については、60分)	60分

別紙(別添2関係)

法令試験の出題範囲

1. 法令試験

(1) 道路運送法関係

- ① 道路運送法
- ② 道路運送法施行令
- ③ 道路運送法施行規則
- ④ 旅客自動車運送事業運輸規則
- ⑤ 旅客自動車運送事業等報告規則
- ⑥ 一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款
- ⑦ 一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシー)の許可期限の更新等の取扱いについて(平成13年11月15日付け国自旅第107号)
- ⑧ 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について(平成13年10月26日付け国自旅第100号)
- ⑨ 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について(平成13年10月26日付け国自旅第101号)
- ⑩ 運転免許取消処分を受けた個人タクシー事業者の取扱い等について(平成14年4月5日付け国自旅第5号)
- ⑪ その他個人タクシー事業の遂行に必要な事項(公示及び通達を含む。)

(2) タクシー業務適正化特別措置法関係(申請に係る営業区域が同法に基づく特定指定地域に含まれる場合に限る。)

- ① タクシー業務適正化特別措置法
- ② タクシー業務適正化特別措置法施行規則
- ③ タクシー業務適正化特別措置法告示・通達
- ④ タクシー業乗り場及び乗車禁止地区に関する事項

- ⑤ その他個人タクシー事業の遂行に必要な事項（公示及び通達を含む。）
- (3) タクシー業務適正化特別措置法関係（申請に係る営業区域が同法に基づく特定指定地域を除く指定地域に含まれる場合に限る。）
- ① タクシー業務適正化特別措置法
- ・第44条（タクシー等に関する届出）
  - ・第45条（タクシーである旨の表示等）
  - ・第46条（個人タクシー事業者乗務証）
  - ・第47条（不正表示の禁止）
- ② タクシー業務適正化特別措置法施行規則
- ・第28条（タクシー等に関する届出）
  - ・第29条（タクシーである旨の表示等）
  - ・第30条（事業者乗務証の様式及び交付）
  - ・第31条（事業者乗務証の記載事項の訂正）
  - ・第32条（事業者乗務証の返納）
  - ・第33条（事業者乗務証の再交付）
  - ・第34条（事業者乗務証の譲渡等の禁止）
  - ・第35条（準用規定）
  - ・第36条（登録実施機関が事業者乗務証の交付を行う場合における規定の適用）
  - ・第37条（事業者乗務証の交付等の手数料）
  - ・第38条（不正表示に該当しない場合）
- (4) タクシー業務適正化特別措置法関係（申請に係る営業区域が同法に基づく特定指定地域及び指定地域を除く地域の場合に限る。）
- ① タクシー業務適正化特別措置法
- ・第46条（個人タクシー事業者乗務証）
  - ・第47条（不正表示の禁止）
- ② タクシー業務適正化特別措置法施行規則
- ・第30条（事業者乗務証の様式及び交付）
  - ・第31条（事業者乗務証の記載事項の訂正）
  - ・第32条（事業者乗務証の返納）
  - ・第33条（事業者乗務証の再交付）
  - ・第34条（事業者乗務証の譲渡等の禁止）
  - ・第35条（準用規定）
  - ・第36条（登録実施機関が事業者乗務証の交付を行う場合における規定の適用）
  - ・第37条（事業者乗務証の交付等の手数料）
  - ・第38条（不正表示に該当しない場合）
- (5) 道路運送車両法関係
- ① 道路運送車両法
- ・第1条（この法律の目的）
  - ・第11条（自動車登録番号標の封印等）

- ⑤ その他個人タクシー事業の遂行に必要な事項（公示及び通達を含む。）
- (3) タクシー業務適正化特別措置法関係（申請に係る営業区域が同法に基づく特定指定地域を除く指定地域に含まれる場合に限る。）
- ① タクシー業務適正化特別措置法
- ・第44条（タクシー等に関する届出）
  - ・第45条（タクシーである旨の表示等）
  - ・第46条（個人タクシー事業者乗務証）
  - ・第47条（不正表示の禁止）
- ② タクシー業務適正化特別措置法施行規則
- ・第28条（タクシー等に関する届出）
  - ・第29条（タクシーである旨の表示等）
  - ・第30条（事業者乗務証の様式及び交付）
  - ・第31条（事業者乗務証の記載事項の訂正）
  - ・第32条（事業者乗務証の返納）
  - ・第33条（事業者乗務証の再交付）
  - ・第34条（事業者乗務証の譲渡等の禁止）
  - ・第35条（準用規定）
  - ・第36条（登録実施機関が事業者乗務証の交付を行う場合における規定の適用）
  - ・第37条（事業者乗務証の交付等の手数料）
  - ・第38条（不正表示に該当しない場合）
- (4) タクシー業務適正化特別措置法関係（申請に係る営業区域が同法に基づく特定指定地域及び指定地域を除く地域の場合に限る。）
- ① タクシー業務適正化特別措置法
- ・第46条（個人タクシー事業者乗務証）
  - ・第47条（不正表示の禁止）
- ② タクシー業務適正化特別措置法施行規則
- ・第30条（事業者乗務証の様式及び交付）
  - ・第31条（事業者乗務証の記載事項の訂正）
  - ・第32条（事業者乗務証の返納）
  - ・第33条（事業者乗務証の再交付）
  - ・第34条（事業者乗務証の譲渡等の禁止）
  - ・第35条（準用規定）
  - ・第36条（登録実施機関が事業者乗務証の交付を行う場合における規定の適用）
  - ・第37条（事業者乗務証の交付等の手数料）
  - ・第38条（不正表示に該当しない場合）
- (5) 道路運送車両法関係
- ① 道路運送車両法
- ・第1条（この法律の目的）
  - ・第11条（自動車登録番号標の封印等）

- ・第12条(変更登録)
  - ・第13条(移転登録)
  - ・第15条(永久抹消登録)
  - ・第19条(自動車登録番号標等の表示の義務)
  - ・第20条第2項(自動車登録番号標の廃棄等)
  - ・第41条(自動車の装置)
  - ・第42条(乗車定員又は最大積載量)
  - ・第47条(使用者の点検及び整備の義務)
  - ・第47条の2(日常点検整備)
  - ・第48条(定期点検整備)
  - ・第49条(点検整備記録簿)
  - ・第54条第1項、第2項(整備命令等)
  - ・第57条(自動車の点検及び整備に関する手引)
  - ・第58条(自動車の検査及び自動車検査証)
  - ・第61条(自動車検査証の有効期間)
  - ・第62条(継続検査)
  - ・第66条(自動車検査証の備付け等)
  - ・第67条(自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査)
  - ・第69条第2項(自動車検査証の返納等)
  - ・第70条(再交付)
- ② 自動車点検基準
- ・第1条第1号(日常点検基準)
  - ・第2条第1号(定期点検基準)
  - ・第4条(点検整備記録簿の記載事項等)
- ③ 道路運送車両の保安基準
- ・第29条(窓ガラス)
  - ・第43条の2(非常信号用具)
  - ・第43条の3(警告反射板)
  - ・第43条の4(停止表示器材)
  - ・第50条(旅客自動車運送事業用自動車)
  - ・第53条(乗車定員及び最大積載量)
- ④ 自動車事故報告規則
- ・第2条(定義)
  - ・第3条(報告書の提出)
  - ・第4条(速報)
- ⑤ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示
- ・③に掲げる条項について具体的に定める事項
- ⑥ その他個人タクシー事業の遂行に必要な事項(公示及び通達を含む。)

- ・第12条(変更登録)
  - ・第13条(移転登録)
  - ・第15条(永久まつ消登録)
  - ・第19条(自動車登録番号標等の表示の義務)
  - ・第20条第2項(自動車登録番号標の廃棄等)
  - ・第41条(自動車の装置)
  - ・第42条(乗車定員又は最大積載量)
  - ・第47条(使用者の点検及び整備の義務)
  - ・第47条の2(日常点検整備)
  - ・第48条(定期点検整備)
  - ・第49条(点検整備記録簿)
  - ・第54条第1項、第2項(整備命令等)
  - ・第57条(自動車の点検及び整備に関する手引)
  - ・第58条(自動車の検査及び自動車検査証)
  - ・第61条(自動車検査証の有効期間)
  - ・第62条(継続検査)
  - ・第66条(自動車検査証の備付け等)
  - ・第67条(自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査)
  - ・第69条第2項(自動車検査証の返納等)
  - ・第70条(再交付)
- ② 自動車点検基準
- ・第1条第1号(日常点検基準)
  - ・第2条第1号(定期点検基準)
  - ・第4条(点検整備記録簿の記載事項等)
- ③ 道路運送車両の保安基準
- ・第29条(窓ガラス)
  - ・第43条の2(非常信号用具)
  - ・第43条の3(警告反射板)
  - ・第43条の4(停止表示器材)
  - ・第50条(旅客自動車運送事業用自動車)
  - ・第53条(乗車定員及び最大積載量)
- ④ 自動車事故報告規則
- ・第2条(定義)
  - ・第3条(報告書の提出)
  - ・第4条(速報)
- ⑤ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示
- ・③に掲げる条項について具体的に定める事項
- ⑥ その他個人タクシー事業の遂行に必要な事項(公示及び通達を含む。)

(別添3)

個人タクシー試験合格証

氏名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_

上記の者は、 年 月 日に実施した「個人タクシー事業」の許可等に係る法令及び地理の試験の実施について」I. に規定する試験に下記のとおり合格したことを証する。

なお、本合格証の有効期限は、 年 月 日までとする。

記

1. 合格した試験区分

2. 営業区域

年 月 日

近畿運輸局長

(別添3)

個人タクシー試験合格証

氏名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_

上記の者は、 年 月 日に実施した「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）」の許可等に係る法令及び地理の試験の実施について」I. に規定する試験に下記のとおり合格したことを証する。

なお、本合格証の有効期限は、 年 月 日までとする。

記

1. 合格した試験区分

2. 営業区域

平成 年 月 日

近畿運輸局長